

○松山広域福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

制 定 平成 7 年 12 月 28 日規則第 1 号
改 正 平成 8 年 3 月 21 日規則第 1 号
平成 11 年 5 月 1 日規則第 2 号
平成 12 年 4 月 1 日規則第 2 号
平成 14 年 3 月 25 日規則第 1 号
平成 19 年 3 月 29 日規則第 1 号
平成 21 年 3 月 27 日規則第 1 号
平成 27 年 3 月 24 日規則第 1 号
平成 31 年 3 月 15 日規則第 2 号

松山広域福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年規則第 1 号）の一部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、松山広域福祉施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（勤務区分、勤務時間及び休憩時間）

第 2 条 職員の勤務は、普通勤務及び交替制勤務に区分する。

2 前項に規定する職員の勤務時間及び休憩時間は、別表のとおりとする。

（準用）

第 3 条 前条に定めるもののほか、職員の勤務時間、休暇等については、松山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年松山市規則第 4 6 号）を準用する。

付 則

この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 3 月 21 日規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 5 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 25 日規則第 1 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年 3 月 29 日規則第 1 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 3 月 27 日規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 1 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 15 日規則第 2 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

（事務局）

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間		勤務時間
普通勤務 従事職員	8:30	17:15	12:00～13:00	1:00	7:45

（久谷荘）

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間		勤務時間
普 通 勤 務 従 事 職 員	8:30	17:15	12:00～13:00	1:00	7:45
	9:15	18:00	12:00～13:00	1:00	7:45
			12:45～13:45		
			13:00～14:00		
交替制勤務 従 事 職 員	7:00	15:45	12:00～13:00	1:00	7:45
			12:15～13:15		
	9:15	18:00	12:00～13:00	1:00	7:45
			12:45～13:45		
	15:15	10:00	19:30～20:30	1:00	15:30
			0:00～2:00	2:00	
			2:15～4:15		
8:30～8:45			0:15		

（みさか荘）

区分	始業時刻	終業時刻	休憩時間		勤務時間
普 通 勤 務 従 事 職 員	8:30	17:15	12:00～13:00	1:00	7:45
	9:15	18:00	12:00～13:00	1:00	7:45
			12:30～13:30		
交替制勤務 従 事 職 員	7:00	15:45	12:30～13:30	1:00	7:45
	9:15	18:00	12:30～13:30	1:00	7:45
	15:15	10:00	18:00～19:00	1:00	15:30
			0:30～2:30	2:00	
			2:45～4:45		
			8:00～8:15	0:15	